



農林水第18-192号
平成30年6月1日

公益社団法人三重県獣医師会長 様

三重県農林水産部長



豚に使用するガミスロマイシン製剤のリスク管理措置について

このことについて、平成30年5月17日付け30消安第1017号にて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長より通知がありましたので、ご了知の上、貴団体会員に対し、周知・指導をお願いします。

なお、本通知の概要は下記のとおりです。

記

- 1 豚に使用するガミスロマイシン製剤（以下「ガミスロマイシン製剤」）の承認に当たり、食品安全委員会がリスク評価を行った結果、カンピロバクターの薬剤耐性菌のリスクの推定区分は中等度とされた。
ガミスロマイシン製剤は、人の医療上も極めて重要な15員環マクロライド系抗菌剤であることから、薬剤耐性率を低く抑えるため、慎重使用を徹底する必要がある。
- 2 ガミスロマイシン製剤を使用する際には、以下の取組を徹底すること。
 - (1) 第一次選択薬が無効の場合にのみ、使用を検討する
 - (2) 治療対象となる細菌の薬剤感受性試験を行い、ガミスロマイシン製剤に対する感受性を確認する
 - (3) 承認された用法・用量や効能・効果に基づき、必要最小限の期間の投与とする
 - (4) 投与後一定期間内に治療効果を判定し、効果が見られない場合には、獣医師の判断により使用する薬剤を変更する

事務担当：畜産課
家畜衛生班 岩澤
TEL:059-224-2544
FAX:059-223-1120

